

日本学術会議の組織・ガバナンスに係る関連規定等の整理表

事項	現行規定	新法の規定	その他
総会	○日本学術会議法 第二十三条 日本学術会議の会議は、総会、部会及び連合部会とする。 2 総会は、日本学術会議の最高議決機関とし、年二回会長がこれを招集する。但し、必要があるときは、臨時にこれを招集することができる。 第二十四条 総会は、会員の二分の一以上の出席がなければ、これを開くことができない。 2 総会の議決は、出席会員の多数決による。 3 部会及び連合部会の会議については、前二項の規定を準用する。 ○日本学術会議会則 (総会の招集) 第十七条 総会は、原則として毎年四月及び十月に会長が招集する。 2 前項のほか、会長は、幹事会の議決に基づいて、臨時の総会を招集することができる。 3 前二項の規定にかかわらず、三十人以上の会員から招集の目的及び議案を示して請求がある場合、会長は、総会を招集しなければならない。 (総会の議長等) 第十八条 会長は、総会の議長として議事を整理する。 2 総会における議決の際、可否同数の場合は、会長がこれを決定する。 3 会長は、必要と認められる者の出席を求め、意見を聞くことができる。 4 総会は、これを公開する。ただし、必要があると認められる場合、会長は、議決を経て非公開とすることができる。 5 会長は、総会の会議録を作成し、インターネットを利用して閲覧の用に供するものとする。ただし、学術会議の運営上支障があると認める場合、閲覧の用に供しないことができる。 ○日本学術会議細則	(総会の職務) 第十条 総会は、次に掲げる職務を行う。 一 この法律の他の規定又は準用通則法（第五十二条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）をいう。以下同じ。）の規定により総会の決議、承認又は同意を要する事項についての決議、承認又は同意 二 前号に掲げるもののほか、第三十七条に規定する業務（会議の経営に関する事務を除く。）をつかさどること。 三 会長及び副会長の職務の監督 四 前三号に掲げるもののほか、日本学術会議規則で定めるところにより総会が行うこととされている職務 (総会の組織) 第十一条 総会は、全ての会員をもって組織する。 2 総会に、議長を置く。 3 総会の議長（以下「議長」という。）は、会長とする。 4 議長は、総会の会務を総理する。 5 会長は、あらかじめ、副会長のうちから、会長に事故がある場合に議長の職務を代理する者を定めておかなければならない。 (総会の招集) 第十二条 総会は、議長（議長に事故があるときは、前条第五項に規定する議長の職務を代理する者。以下この節において同じ。）が招集する。 2 議長は、日本学術会議規則で定めるところにより、定期的に総会を招集しなければならない。 3 議長は、第二十八条第一項の規定により行う会員の選任後、遅滞なく、会長を選任するための総会を招集しなければならない。 4 議長は、必要があると認めるときは、総会を招集することができる。 5 議長は、会員の総数の三分の一以上の会員が必要と認めて議長に対しその招集を請求したとき、又は監事が第二十条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による報告のため議長に対しその招集を請求したときは、これらの請求があった日以後二十日以内に総会を招集しなければならない。	○有識者懇談会最終報告書 ・ 学術会議には、最高意思決定機関として引き続き総会を置くこととし、その下に役員会を置き、中期的な活動の方針や予算の案等を作成するとともに、日々の業務の遂行を担うこととするのが適当である。 ・ 役員会の構成員としては、会長及び副会長のみ法定し、それ以外は学術会議の内部規則等に委ねることとするのが適当である。

(総会の議決) 第4条 総会の議決の方法は、次のとおりとする。 (1) 議長が採決をする場合は、原則として議案を可とする会員の挙手を求め、挙手の多少を認定して可否の結果を宣告する。ただし、オンライン会議システム(映像及び音声の送受信により相手方の状態を相互に確認しながら通話することができるシステムをいう。以下この条において同じ。)を利用して出席する会員は、同システムにおける機能を利用して挙手を行う。 (2) 議長が可否の多少を認定し難いとき又は出席会員から挙手の多少を認定し難いとして異議が唱えられたときは、議長は投票で採決をする。 (3) 投票を行う場合は、出席会員はすべて、名札票を名札箱に投入するとともに、議案を可とする会員は青票を、議案を否とする会員は赤票を、議案の可否を決しない会員は白票を投票箱に投入する。ただし、オンライン会議システムを利用して出席する会員は、同システムにおける機能を利用して本規定に準じた投票を行う。この場合において、議長は投票を行わない。 (4) 会則第18条第2項に定める可否同数の場合とは、前号の可とする票数の2倍の数が名札票の数と同一のときとする。 (議案の提出) 第5条 総会の議案の提出者は、次のとおりとする。 (1) 会長 (2) 副会長 (3) 30人以上の会員 2 議案の提出者は、総会開催の14日以前に開催される幹事会に付議できるよう、会長に議案を提出することとする。緊急の場合においても、あらかじめ幹事会に付議できるよう提出することとする。 3 会長は、提出された議案を幹事会に付議する。幹事会は、議案について提出者に助言することができる。	(議事の運営) 第十三条 総会は、議長が出席し、かつ、会員の総数の二分の一以上の出席がなければ、開くことができない。 2 総会の議事は、議決に加わることができる会員の二分の一以上が出席し、出席した当該会員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長が決する。 3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる総会の決議は、議決に加わることができる会員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。 一 第三十二条第四項の総会の決議 二 第三十三条第二項の承認に係る第三十六条第一項の総会の決議 4 前二項の決議について特別の利害関係を有する会員は、議決に加わることができない。 5 この法律に定めるもののほか、議事の手続その他総会の運営に関し必要な事項は、日本学術会議規則で定める。 (議長の権限) 第十四条 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理する。 2 議長は、その命令に従わない者その他総会の秩序を乱す者を退場させることができる。 (議事録の公表) 第十五条 会議は、総会の定めるところにより、総会の議事録を作成し、速やかに、公表しなければならない。 (選定方針) 第三十一条 会議は、会員の任期の末日の六月前までに、当該任期を満了する会員の次の会員の候補者の選定及び当該次の会員の選任後三年以内に到来する会員の任期の末日までの間に行われる補欠の会員の候補者の選定に関する方針(以下「選定方針」という。)を作成しなければならない。 2 (略) 3 選定方針の作成に関する決定は、総会の決議によらなければならない。 4～6 (略) 第三十六条 この法律の他の規定により総会の決議によることとされているもののほか、次に掲げる事項の決定は、総会の決議によらなければならない。	
--	--	--

	4 提出者は、前項の助言に基づき、必要に応じ議案を修正の上、議案を会長に提出する。 5 会長は、提出された議案を総会に付議する。幹事会の意見のうち、議案に反映されないものについては、会長が総会において当該意見を述べるものとする。 6 総会において2人以上の会員により議案の修正提案が行われた場合は、会長は、必要に応じ総会の休憩を求め、幹事会又は関係する部若しくは委員会の意見を聴くことができる。 (報告の手續) 第6条 総会に報告する案件を有する会員又は連携会員(本条において「報告者」という。)は、原則として総会開催の7日以前に開催される幹事会で報告することとする。 2 報告者は、幹事会で報告した後、総会で報告することとする。 (提出資料の様式) 第7条 議案及び報告のための提出資料の様式は、別表第1のとおりとする。 (定足数) 第8条 法第24条第1項の規定の適用については、海外出張者を除外する。この場合の海外出張者とは、その職務に関連して会長から出張命令を受けた者をいい、除外する期間は、当該出張命令を受けた期間に限る。 (公開の手續) 第9条 議長は、総会を開催する場合は、開催日時、開催場所、傍聴可能人数につき、事前に適当な手段をもって周知することとする。 2 総会の傍聴可能人数は、議長が定める。	一 この法律(第四十一条を除く。)又は準用通則法の規定により内閣総理大臣の認可又は承認を受けなければならない事項 二 第三十八条の規定による諮問に対する答申及び第三十九条の規定による勧告 三 第四十一条の規定による国際団体への加入 四 第四十二条第一項に規定する中期的な活動計画及び第四十三条に規定する年度計画の作成又は変更 五 第四十四条第二項に規定する自己点検評価書の作成 六 予算の作成 七 準用通則法第五十条の二第二項に規定する報酬等の支給の基準及び準用通則法第五十条の十第二項に規定する給与等の支給の基準の策定又は変更 八 日本学術会議規則の制定又は改廃 2・3 (略) (中期的な活動計画) 第四十二条 会議は、六事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、当該事業年度以後の六事業年度についての会議の業務の運営に関する計画(以下「中期的な活動計画」という。)を定めなければならない。 2 (略) 3 会議は、中期的な活動計画を定めようとするときは、日本学術会議評価委員会の意見を聴かなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 4 (略) (年度計画) 第四十三条 会議は、毎事業年度の開始前に、中期的な活動計画に基づき、内閣府令で定めるところにより、その事業年度の活動に関する計画(以下「年度計画」という。)を定めるとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。 (各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等) 第四十四条 会議は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、内閣府	
--	--	--	--

		令で定めるところにより、自ら点検及び評価を行わなければならない。 一～三 （略） 2 会議は、内閣府令で定めるところにより、前項各号に掲げる事業年度の終了後三月以内に、当該各号に定める事項について行った同項の点検及び評価（以下「自己点検評価」という。）の方法及び結果に関する報告書（以下「自己点検評価書」という。）を日本学術会議評価委員会に提出するとともに、公表しなければならない。 3～6 （略） （財務諸表等） 第四十五条 会議は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他内閣府令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。 2～5 （略）	
会長、副会長	○日本学術会議法 第八条 日本学術会議に、会長一人及び副会長三人を置く。 2 会長は、会員の互選によつて、これを定める。 3 副会長は、会員のうちから、総会の同意を得て、会長が指名する。 4 会長の任期は、三年とする。ただし、再選されることができる。 5 副会長の任期は、三年とする。ただし、再任されることができる。 6 補欠の会長又は副会長の任期は、前任者の残任期間とする 第九条 会長は、会務を総理し、日本学術会議を代表する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の指名により、いずれかの一人が、その職務を代理する。 ○日本学術会議会則 （会長の互選等） 第四条 法第八条第二項の会長の互選は、他の案件に先立って総会で行うものとする。	第八条 会議に、日本学術会議会員、総会、会長、副会長、役員会、監事、会員候補者選定委員会、選定助言委員会及び運営助言委員会を置く。 2 会議の役員は、会長、副会長及び監事とする。 （会長の職務） 第十六条 会長は、会議を代表し、及び議長の職務を行うほか、総会の定めるところに従い、会議の経営に関する事務を総理する。 2 会長は、定期的に、会議の経営の状況について、総会に報告しなければならない。 （副会長の職務） 第十七条 副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐して総会の会務及び会議の経営に関する事務を掌理する。 2 副会長は、会長の定めるところにより、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。 （会長の選任等） 第二十一条 会長は、特に優れた研究又は業績があり、人格が高潔で、かつ、会議の業務を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する会員のうちから、総会が、その決議により選任する。	○有識者懇談会最終報告書 ・学術会議の会長に卓越した研究・業績が求められるのは当然だが、それに加えて ・学術及び学術会議の方向性への明確なビジョン ・組織マネジメント及びガバナンスに係る能力・経験（学術的機関の指導的地位における活動実績） ・会員や国民・社会とのコミュニケーション能力 - なども必要である。 ・学術会議の使命・目的の拡大・深化、法人化後に想定されるマネジメント等に係る業務量及び責任の増大を考えれば、会長を常勤とすることにも十分な理由が認められるが、懇談会における議論の結果、会長は常勤又は非常勤の一方にあらかじめ限定せず、勤務形態を弾力的に設定することが、クロスポイントメントの考え方なども取り入れながら適時適切な人材を確

	2 前項に規定するもののほか、会長の互選に関する事項は、総会が定める。 (副会長の職務) 第五条 副会長は、会長が定めるところにより、次に掲げる事項をつかさどる。 一 学術会議の組織運営及び科学者間の連携に関すること。 二 学術会議と政府、社会及び国民等との関係に関すること。 三 学術会議の国際活動に関すること。	2 会長の任期は、選任の時から、当該選任後三年以内に到来する会員の任期の末日以後最初に開催される総会において次の会長が選任される時までとする。 3 会長は、会長としての職務の執行が特に優れたものであるときは、一回に限り再任されることができる。 4 会議は、会長が選任されたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出るとともに、会長の選任の理由その他内閣府令で定める事項を公表しなければならない。 (副会長の任命等) 第二十二条 副会長の員数は、三人以内とする。 2 副会長は、会員のうちから、総会の同意を得て、会長が任命する。 3 副会長の任期は、当該副会長について会長が定める期間（その末日が会長の任期の末日以前であるものに限る。）とする。ただし、補欠の副会長の任期は、前任者の残任期間とする。 4 副会長は、再任されることができる。 5 前条第四項の規定は、副会長が任命されたときについて準用する。	保するためには適当であるという結論に達した。 ・ 会長の任期については、適材適所の観点から、任期3年・1度に限り再任可とすることが現実的である考えられる。 ・ 会長は引き続き会員の互選とすることが適当だが、会長に求められる資質を十分に勘案しながら選考するためには、慎重かつ丁寧なプロセスで選出することが必要である。たとえば学術会議の内部に会長選考委員会（仮称）を置くなどして、会長候補者の資質や業績を整理し、会員間で会長候補についての十分な情報を事前に共有することが考えられる。 ・ マネジメントの継続性の確保については、前会長は新会長が選出されるまで会長の職務を務めることとし、会長の任期中に会員としての任期が切れる場合及び定年を迎える場合には、会長としての任期中は会員としての身分を維持できることなど必要な措置を検討すべきである。 ・ また、会長を補佐して学術会議の業務を掌理する副会長を引き続き3名程度置き、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員の時はその職務を行うことが適当であろう。
--	---	--	---